

神栖市の入札・契約制度改正について

令和5年5月1日

神栖市契約管財課

近年の工事費の上昇と令和5年1月1日に施行された改正後の建設業法施行令の内容を踏まえ、また、神栖市の等級別発注バランスの均衡を図ることから、入札・契約制度について以下のとおり一部見直しを行いました。

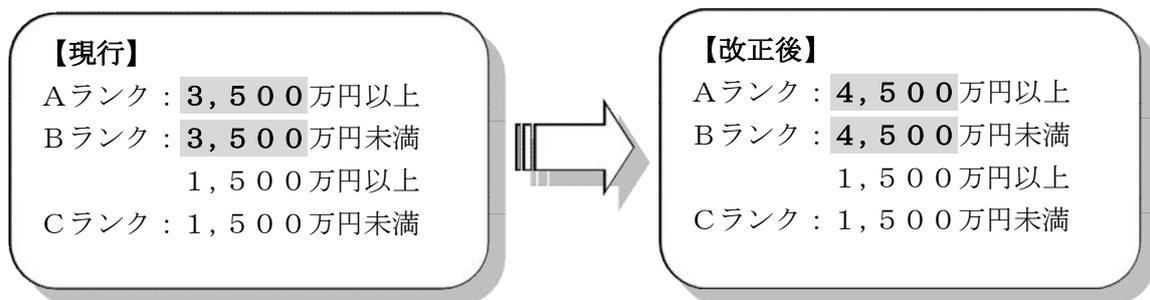
これに伴う関係例規の改正を令和5年5月1日付で行い、施行日を令和5年10月1日とし同日以降に入札公告または指名通知を行う競争入札から適用して参ります。

※建設業法施行令の改正内容（施行日：令和5年1月1日）

特定建設業の許可が必要となる下請代金の額が4,000万円から**4,500万円**（建築工事は6,000万円から**7,000万円**）に引き上げられました。

1 建設工事（土木一式、建築一式、舗装）に係る等級別の工事請負基準額

現在、Aランクの対象範囲を**3,500万円**以上、Bランクの対象範囲を1,500万円以上**3,500万円**未満としておりますが、施行日以降は、Aランクの対象範囲を**4,500万円**以上、Bランクの対象範囲を1,500万円以上**4,500万円**未満とします。

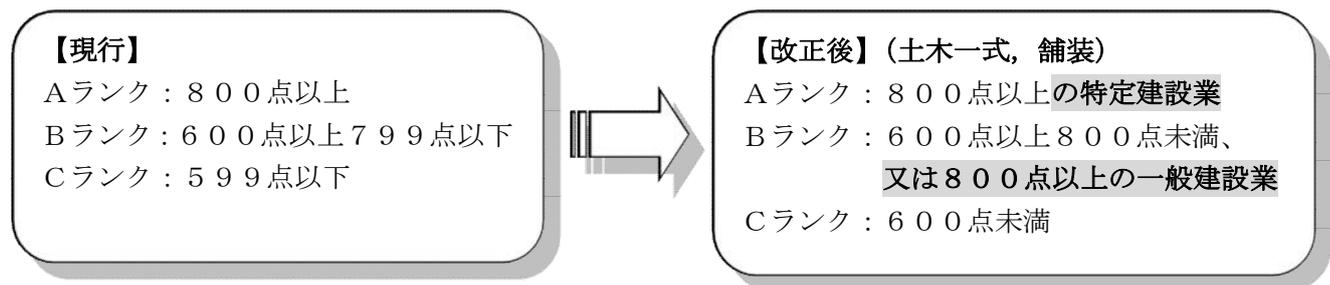


2 建設工事（土木一式、舗装）に係る等級別の総合数値の基準

市では、予定価格が、特定建設業の許可が必要となる下請代金の額以上となる場合は、従来から入札参加資格要件を「特定建設業の許可を有すること。」と設定しております。

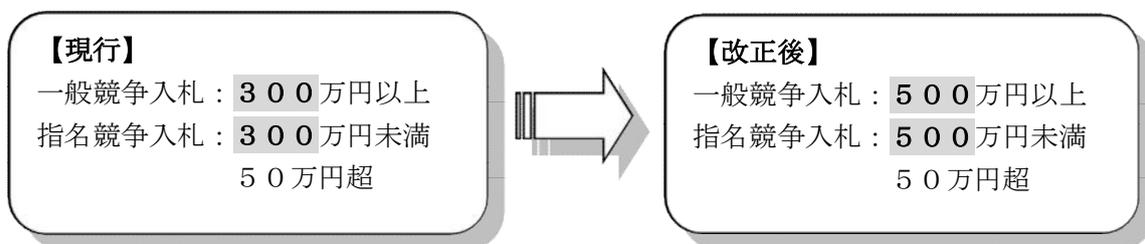
本改正のAランクの工事請負基準額は、特定建設業の許可が必要となる下請代金の額（4,500万円）と同額であり、施行日以降は、土木一式または舗装のAランクの入札に、特定建設業の許可を有しない一般建設業の事業者が参加できなくなるため、土木一式または舗装における800点以上の「一般建設業」はBランクとします。

建築一式の場合は、特定建設業の許可が必要となる下請代金の額が7,000万円であり、建築一式のAランクで4,500万円以上7,000万円未満の入札には、一般建設業の事業者も入札参加可能とするため、建築一式における800点以上の「一般建設業」は現行のとおりのAランクとします。



3 建設コンサルタント業務委託に係る一般競争入札及び指名競争入札の対象となる設計金額の価格帯

現在、建設コンサルタント業務委託は、一般競争入札の対象範囲を300万円以上、指名競争入札の対象範囲を50万円超300万円未満としておりますが、施行日以降は、一般競争入札の対象範囲を500万円以上、指名競争入札の対象範囲を50万円超500万円未満とします。



※ 建設コンサルタント業務委託以外の業務委託は現行のとおり、一般競争入札の対象範囲を300万円以上、指名競争入札の対象範囲を50万円超300万円未満とします。

4 適用時期

令和5年10月1日以降に、入札公告または指名通知を行う競争入札から適用します。